平成２９年（フ）第１２９号
埼玉県越谷市大字下間久里1168番地１　越谷スカイハイツＡ―410
債務者　吉田　信子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
埼玉県春日部市上蛭田513番地８　小美野コーポ202号
債務者　小林　和雄
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
埼玉県熊谷市石原1269番地８
債務者　大澤　　弘
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６２号
埼玉県熊谷市見晴町437番地３　グランドメゾン平成102
債務者　日下部美男
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５４号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目３番26号
債務者　上　　義和
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
大阪府泉南郡岬町深日3276番地の30、申立時の住所大阪府阪南市黒田48番地の１―1307号
債務者　北野　正博
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
大阪府岸和田市上野町東１番31―102号
債務者　上田　和孝
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
大阪府泉南市樽井８丁目14番11―404号
債務者　足原谷直樹
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
大阪府岸和田市南上町２丁目37―８―302、住民票上の住所大阪府泉佐野市鶴原965番地の５
債務者　大手山勇太
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
大阪府和泉市王子町３丁目７番11―301号
債務者　谷口　隆信
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
大阪府泉大津市豊中町３丁目２番11号フォレスト豊中Ⅰ207号
債務者　小山　貴士
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
大阪府岸和田市下池田町２丁目13番９号
債務者　阪田牛乳店こと　阪田　和久
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
大阪府泉大津市若宮町９番26―105号
債務者　麻野　俊英
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
大阪府泉大津市曽根町２丁目11番19―304号
債務者　池下　弘司
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
大阪府泉大津市曽根町２丁目11番19―304号
債務者　池下　　歩
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
高知県四万十市中村本町１―21、住民票上の住所高知市大津甲581番地23
債務者　中西　　剛
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５３号
高知県香美市土佐山田町1998番地１
債務者　小松　隆二
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６５号
札幌市西区八軒４条東２丁目３番５―106号
債務者　荒川　雅年
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで札幌地方裁判所民事第４部